

箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟について

中 里 悠 光

はじめに

一、事件の概要

昭和六十二年七月十六日大阪高裁において、いわゆる箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟の控訴審判決が下された。これは政教分離の原則が政治によって崩される危険性をはらんだ大きな問題であるだけに、忠魂碑の性格をどのように解釈するのか、慰霊祭を宗教儀式ではないと規定することが果たして宗教に携わる者にとって容認できるものなのか、非常に重要な問題である。一審判決と二審判決が真つ向から対立するような事態に陥ったということは、国の最高法である憲法をはじめとする法律全般に対する不信、ひいては司法に対する不信をも引き起こしかねない。そしてまた今度の判決が首相以下閣僚の靖国神社公式参拝問題に与える影響は非常に大きいと考えなければならぬ。

昭和五十年十二月市立箕面小学校の敷地にあった忠魂碑を市が市立西箕面小学校前の用地を無償提供してこれを公費で移設した。そして翌五十一年の春から碑のままで地元遺族会主催の戦没者慰霊祭が神式、仏式交代で行なわれ、市の教育長らが参列、市職員が慰霊祭の準備や設営をした。

これに対し碑の近くに住む住民が『忠魂碑は国家神道と結び付いた軍国主義思想の英霊を顕彰する宗教施設で、慰霊祭も遺族会の宗教活動であるから市がこれに積極的の援助を与えたのは憲法に違反する』として、市長、教育長らを相手取り、昭和五十一年に大阪地裁に提訴したものである。

二、一審判決

箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟について(中里)

大阪地裁の一審判決(昭和五十七年三月)は、原告側の主張を認め、忠魂碑を礼拝の対象の宗教施設と認定、これを公費で移設した行為は宗教活動に対する公の財産の支出、利用に当り、憲法第八十九条の『公の財産の支出又は利用の制限(1)』に違反し、市が忠魂碑に過度に関ったことは、同二十条三項にいう『宗教活動(2)』に当るとした。

又慰霊祭訴訟判決(昭和五十八年三月)は、慰霊祭を宗教行事と認定、これに市教育長が参列することはやはり憲法第二十条三項に違反するとし、給与の返還を求めた。

三、二審判決

然るに大阪高裁の二審判決は、一審判決を全面的に覆し、
1、忠魂碑は戦没者を追悼するために特定の思想、宗教を越えた人間本来の倫理感を表現した記念碑であり、公費による移転費の負担などは憲法の政教分離原則に反しない。

2、慰霊祭は戦没者を慰霊、顕彰するための民間習俗・社会儀礼的な式典で、自治体幹部の参列は社会的儀礼

として許されるとした。

四、論 点

(一)、忠魂碑は宗教施設か、単なる記念碑か

原告及び一審判決は忠魂碑を、天皇に忠義を尽くして戦死した者を『忠魂』(英霊)として合祀したもので当然礼拝の対象となる宗教施設であると解釈している。然るに被告及び二審判決はこれを戦没者を追悼・顕彰・慰霊するための記念碑であつて宗教施設ではないと解釈している。

問題の忠魂碑は大正五年帝国在郷軍人会篠山支部箕面村分会が建立、二百九十八人の戦没者が祀られている。もっと厳密に言えば二百九十八人の霊が祀られている。二審判決は『……これは、戦後の我国の一般的な社会風潮上、戦没者を慰霊・顕彰する碑・塔がその銘文如何にかかわらず、特に特定の宗教とかかわり合いのあるものではないとの一般的な認識と、これらの碑・塔がもはや過去の軍国主義的・超国家主義的思想を鼓吹宣伝する目的とするものではない単なる記念碑であるという共通の領解のもとになされた。従つて、敗戦後に再建ない

し新設された忠魂碑は専ら非業の死を遂げた戦没者を追悼・顕彰するために特定の思想、信条、宗教を越えた人間本来の倫理感を表現した記念碑であるとみるのが客観的には相当である。』と定義付けをしているが、一般的な社会風潮上、一般的な認識、共通の領解、人間本来の倫理感、客観的には、といった表現は曖昧模糊として、いかにも日本人の大半がこのような認識をもっているかのように言っているが、これは裁判官自身に確固とした宗教観がないために、宗教の何たるかを真剣に考えなかったことを如実に物語っている。

もしこの忠魂碑について先日起こった事件のようにいたずらにペンキが塗られるというようなことがあつた場合、遺族会はどのような反応を示すだろうか。必ずや忠魂（英霊）に対する冒瀆行為として当該行為を非難するに相違ない。忠魂碑を単なる記念碑としてかたずけてしまふには国のために戦ひ犠牲になつて死んでいった者があまりにも憐れであらう。

(二)、慰霊祭は単なる社会儀礼か

慰霊祭をめぐる解釈については、原告、被告、一審判決、二審判決とそれぞれ微妙に異なるのでその点について言及したい。

箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟について（中里）

先ず原告は、慰霊祭を靖国神社の祭神である忠魂を慰霊、顕彰するための宗教儀式であり、神式、仏式それぞれの宗教による儀式が行なわれているので宗教儀式であると解釈している。

被告は、遺族会が戦没者の生前を起想し、偲ぶ記念の式典であり、特定の宗教的目的はなく、基本的に世俗的行事であると解釈している。

しかし一審判決は、慰霊祭を神道、仏教の典型的な宗教儀式であり、地鎮祭とか葬式などと異なると解釈している。宗教的立場から考へた場合、慰霊祭、地鎮祭、葬式いずれも宗教儀式であり、宗教を持たない者から見ると異質に見えてもすべて同質のものなのである。

二審判決は、原告の主張である、神式、仏式で行なわれている現実を認め、宗教との関わり合いを否定していかないものの、慰霊祭そのものを民間習俗、社会儀礼として捉えている。曰く『……多くの国民は本来の厳密な意味での宗教的現象と類似の習俗的伝統を死者に対する慰霊顕彰行為に採り入れることに寛容であり……』とし、あくまで宗教儀礼たることを認めていない。

しかしながら宗教的現象と類似の習俗的伝統とはどのようなものか、あまりに漠然としていてその区別が判然

としない。

(三)、遺族会は宗教団体か

原告は、遺族会を『靖国神社への参拝を組織し、忠魂碑前での慰靈祭を行なっている。同神社の祭神(英霊)に対する信仰を広めており、宗教上の組織もしくは団体に当る。』としているが、これに対し被告は、『戦没者遺族の相互扶助と福祉向上を目的とし、これを実現するため各種事業を営む世俗的な団体。宗教上の組織もしくは団体ではない。』としている。

一審判決は遺族会に対する明確な判断をしていないけれども、二審判決は被告側の主張を全面的に認める見解を示している。

思うに、現に遺族会の行なっている行為は戦没者遺族の相互扶助、福祉向上と英霊の顕彰である。憲法第二十条及び八十九条に言うところの宗教団体とは、宗教法人法第二条に『この法律において宗教団体とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行ない、及び信者を教化育成することを主たる目的とする……』とあるように、宗教の教義をひろめることをその目的においている団体でなければならぬ。然るに遺族会自体特別な宗教教義を持たず、儀式行事としての慰靈祭は神式或いは仏式によって

行なっているのであるから独自の儀式形態を持っていないと解すべきであり、又信者を教化育成する必要もないわけであるから、宗教法人法にいうところの宗教団体とは認められない。大阪地裁の一審判決が明確な判断を避けたのもこのためではないかと考える。

五、結 論

忠魂碑が厳密な意味での宗教施設と言えるかどうかという点について考察してみよう。宗教法人法に言うところの施設は礼拝の為の施設であり、同三条に列挙されるところのもでなければならぬから、忠魂碑のみで礼拝の為の施設であると解釈することはできない。確かに礼拝の対象にはなり得るが、施設と言うには無理がある。かと言ってこれを全く宗教とは無関係なものとして割り切ってしまうこともできない。

やはりここで問題となるのは、忠魂碑が宗教施設であるかどうかではなくて、忠魂碑の前で特定の宗教儀式によって慰靈祭が行なわれたと言う事実である。二審判決に言うところの『多くの国民は本来の厳格な意味での宗教現象と類似の習俗の伝統を死者に対する慰靈顕彰行為及びこれに参加する行為に採り入れることに寛容であり…』

』、更に『死者の慰霊顕彰が宗教儀礼の形式を伴った場合にも、その宗教儀礼及びこれに対する関与が直ちに宗教的意義を持つものと解することができない』、また『行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教を援助または圧迫するもので、社会通念に照らして判断しなければならぬ。』とする三点について論ずるならば、『多くの国民……』については、やはり明確な判断基準となる資料に基いたものであれば別だが、この点に關する国民的調査は未だかつて行なわれていないから、多分に裁判官の主観的な判断と言わざるを得ない。

次に『死者の慰霊顕彰……』については、市教育長の宗教行事への参加は宗教的意義を持たなければ全く無意味であり、単なる儀礼の意味で参加しているとしたら、遺族会に対しては勿論のこと、英霊に対する冒瀆であると言わなければならない。

最後に『行為の目的……』はいわゆる津地鎮祭訴訟の目的効果基準を採用したものであるが、社会通念と云うあいまいなものを判断の基準にしている点に誤りがある。

以上簡単に今回の箕面忠魂碑訴訟について考察してきたわけであるが、忠魂碑がかつて軍国主義のシンボルで

あったことを痛いほどその胸の中に焼き付けている世代が未だ存在すること。つまり忠魂碑の果たした歴史的な役割を遠くペールの奥深く押しやっけてしまひ、単なる記念碑にすぎぬとするならば、四十数年前に払われたあの膨大な犠牲は何だったのだろうか。ましてや市教育長たるべき職にある者、当然に確固たる宗教信念を持った上で、自衛隊の存在との関連性を踏まえながら慎重に対応しなければならない。

〔註〕

(1) 日本国憲法第八十九条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博覧の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

(2) 日本国憲法第二十條三項「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」